

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年2月23日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第7号

大阪広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団個人情報保護条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章（略） 第2章（略） 第1節—第3節（略） 第4節 救済手続（ <u>第40条の2—第51条</u> ） 第5節（略） 第3章・第4章（略） 附則	目次 第1章（略） 第2章（略） 第1節—第3節（略） 第4節 救済手続（ <u>第41条—第51条</u> ） 第5節（略） 第3章・第4章（略） 附則
<u>（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）</u>	
<u>第40条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</u>	
（審議会への諮問） 第41条 <u>開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該審査請求に対する裁決について諮問しなければならない。</u> (1) <u>審査請求</u> が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) <u>裁決</u> で、 <u>審査請求</u> に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該 <u>審査請求</u> に係る個人情報の全	（審議会への諮問） 第41条 <u>開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に当該不服申立てに対する決定について諮問しなければならない。</u> (1) <u>不服申立て</u> が明らかに不適法であり、却下するとき。 (2) <u>決定</u> で、 <u>不服申立て</u> に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該 <u>不服申立て</u> に係る個人情報の全

部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、開示請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、個人情報の全部を開示するに当たり、反対意見書が提出されているときを除く。

(4) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

(5) 裁決で、訂正請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

(6) 裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

(7) 裁決で、利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について、当該審査請求に係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

2. 前項の規定による諮問は、行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第29条第2項に規定する弁明書の提出若しくは作成がなされたとき、又は行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第1項に規定する反論書若しくは行審法第9条第3項において読み替えて適用する行審法第30条第2項に規定する意見書の提出があったときは、これらの写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第42条 前条第1項の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行審法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被訂正請求部分の全部を訂正することとするとき。

(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第42条 前条の規定による諮問（以下「諮問」という。）をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、当該諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該諮問に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審議会の調査権限)

第44条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第45条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第46条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第48条 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第43条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(審議会の調査権限)

第44条 (略)

2・3 (略)

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他の必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第45条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第46条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第47条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第44条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあつては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第45条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧等)

第48条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」とい

<p>という。) (当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。</p> <p><u>2 審議会は、前項の閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(調査審議手続の非公開) 第49条 審議会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申等) 第50条 (略) 2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付しなければならない。 3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。 4 諮問実施機関は、<u>審査請求</u>があった日から起算して90日以内に当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をするよう努めなければならない。</p> <p>(費用負担) 第53条 (略) (1) (略) (2) <u>第48条第1項</u>の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(<u>同項</u>の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの (3) (略)</p>	<p>う。) (当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。)を求めることができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開) 第49条 審議会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。</p> <p>(答申等) 第50条 (略) 2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付しなければならない。 3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、速やかに、当該答申に係る<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。 4 諮問実施機関は、<u>不服申立て</u>があった日から起算して90日以内に当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をするよう努めなければならない。</p> <p>(費用負担) 第53条 (略) (1) (略) (2) <u>第48条</u>の意見書又は資料(これらを複写した物を含む。)の写しの交付(<u>同条</u>の実施機関の規則で定める方法を含む。)を受けるもの (3) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日になされた改正前の大阪広域水道企業団個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第17条第1項若しくは第2項の決定、旧条例第27条第1項若しくは第2項の決定若しくは旧条例第35条第1項若しくは第2項の決定又は旧条例第11条第1項若しくは第2項の規定による請求、旧条例第24条第1項若しくは旧条例第24条第3項において準用する旧条例第11条第2項の規定による請求若しくは旧条例第32条第1項若しくは旧条例第32条第3項において準用する旧条例第11条第2項の規定による請求に係る不作為に係る不服申立てについては、改正後の大阪広域水道企業団個人情報保護条例の規定に

かかわらず、なお従前の例による。